

第201500065811号
平成27年7月24日

各介護サービスを運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長
(公 印 省 略)

介護保険制度改正に伴う鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等及び同条例施行規則等の解釈の一部改正について (通知)

本県の介護保険施策の推進については、日頃格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。本年4月の介護保険制度の改正に伴い、介護保険施設等の人員、設備等に関する基準が一部改正されました。

これを受け、本県においても、下記のとおり条例及び施行規則の一部改正を行ったところです。これに伴い、条例及び施行規則の解釈についても一部改正しましたので、御留意の上、適正なサービス提供をしてください。

なお、本通知の施行に伴い、平成25年10月11日付第201300103946号の通知は廃止します。

担当：介護サービス事業・施設担当 (0857-26-7175)

記

1 条例及び施行規則の名称等

	条例	規則
名称	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例 (平成27年鳥取県条例第34号)	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (平成27年鳥取県規則第41号)
公布日	平成27年6月30日	平成27年7月3日
施行日	平成27年6月30日	平成27年7月3日

2 上記により一部改正が行われた条例及び施行規則の名称等

	条例	規則
名称	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例 (平成24年鳥取県条例第76号)	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則 (平成25年鳥取県規則第23号)
		鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則 (平成25年鳥取県規則第24号)
公布日	平成27年6月30日	平成27年7月3日
施行日	平成27年6月30日	平成27年7月3日

2 施行規則において「別に定める」こととした事項

別紙1『鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の施行について必要な事項を定める要綱』のとおり。

※平成25年10月11日付第201300103946号からの変更点

- ・鳥取県居宅介護支援事業に関する条例（平成26年鳥取県条例第52号）、鳥取県居宅介護支援事業に関する条例施行規則（平成27年鳥取県規則第37号）の公布、施行に伴い、その趣旨、内容について新たに要綱内に定める。
- ・鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（平成27年鳥取県条例第34号）、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（平成25年鳥取県規則第23号）による、各条例及び規則の改正に伴う条ずれ等の修正を行う。

3 当該条例及び施行規則についての解釈

本県独自基準の解釈、運用上の留意事項については、別紙2『鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等及び同条例施行規則等の解釈について』を十分に御確認の上、事業運営に遺漏のないようにお願いします。

なお、別紙2に定めるもののほかは、省令基準の解釈として厚生労働省が発出した各種の解釈通知等において示された趣旨及び内容の例により引き続き運用するものとします。

サービス種類	解釈通知名称
指定居宅サービス・指定介護予防サービス	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
指定介護療養型医療施設	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
指定居宅介護支援	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

※平成25年10月11日付第201300103946号からの変更点

- ・鳥取県居宅介護支援事業に関する条例（平成26年鳥取県条例第52号）、鳥取県居宅介護支援事業に関する条例施行規則（平成27年鳥取県規則第37号）の公布、施行に伴い、その解釈等を追記する。
- ・鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（平成27年鳥取県条例第34号）、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（平成25年鳥取県規則第23号）による、各条例及び規則の改正に伴う条ずれ等の修正を行う。

4 とりネットホームページ掲載先

<http://www.pref.tottori.lg.jp/211443.htm>